解県様式第２－１

**事業計画書及び収支見積書（様式１）**

年　　月　　日現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車等）を含む。）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （フロー概略図を添付） | | | | | |
| 業務時間 | ：　　～　　： | 従業員数 | 人 | 休業日 |  |

１－２．使用済自動車等の受入実績及び計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | 年度実績  （３年前） | 年度実績  （２年前） | 年度実績  （１年前） | 許可取得後の  年間計画 |
| 引取台数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 |  |  |  |  |

１－３．解体実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　　度 | 年度実績  （３年前） | 年度実績  （２年前） | 年度実績  （１年前） |
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼動日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台／日 | 台／日 | 台／日 |

１－４．解体能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １日当処理能力 | 稼動予定日数 | 年間処理能力 |
| 台／日 | 日 | 台 |

１－５．保管の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使　用　済　自　動　車 | | 解　体　自　動　車 | |
| 保管量の上限 | 台  （　　　　台） | 保管量の上限 | 台  （　　　　台） |
| 現在保管量 | 台  （　　　　台） | 現在保管量 | 台  （　　　　台） |

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（　）に記入すること

１－６．年間収支見積書

年　　月　　日現在作成

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　 目 | | | 前年度（年）  （決算月（ 月）） | | 今年度の見込み  （決算月（ 月）） | |
| 年 度 | （１台当） | 年 度 | （１台当） |
| （千円） | （円） | （千円） | （円） |
| 売上高（全体） | | ア（総売上収入） |  |  |  |  |
| 売上原価 | | イ（使用済自動車等購入費） |  |  |  |  |
| その他経費 | | ウ |  |  |  |  |
|  | うち廃棄物処理委託費 | エ |  |  |  |  |
| 営業利益 | | オ＝ア－イ－ウ |  |  |  |  |
| 営業外損益 | | カ（主に支払利息（注）） |  |  |  |  |
| 経常利益 | | キ＝オ＋カ |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間引取台数 | | |  |  |  |  |
| 使用済自動車等年間処理台数 | | |  |  |  |  |

（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 前年度末 | 現在 |
| 負債総額（年度末残高）　（千円） |  |  |

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

**【事業計画書及び収支見積書の記入要領】**

<趣旨>

事業計画書及び収支見積書は、事業全体の流れがわかる内容とし、解体作業等に係る実績や計画、事業から発生する廃棄物や回収する有価物の量、収支の状況などが把握できるものとする。

１－１．事業の全体計画

【作成年月日】

・　作成年月日は申請や届出の日と同日とし、確実に記入すること。

【事業の全体計画】

・　引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記入する。

・　有用物回収品目、発生廃棄物についても記入する。

・　各工程に係る作業人員数や時間について、記載されたフロー概略図も添付する。

１－２．使用済自動車の引取実績及び計画

・　許可取得後の年間計画は過去の実績と照らし合わせ、妥当な計画とすること。

１－３．解体実績

・　同一年度に受入れを行った実績と照らし合わせて妥当なものとすること。

１－５．保管の状況

・　事業所以外の場所での上限（　）は、許可申請書に記載された「解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合」欄に記入した保管量の上限と同一とすること。

・　保管量の上限は、許可申請書に記載された上記の保管量の上限と「事業の用に供する施設」欄に記入した保管量の上限の合計と整合性を取ること。

１－６．年間収支見積書

・　使用済自動車又は解体自動車の保管が、保管基準に沿って適切に保管されている場合にあっては、本表の提出をもって収支見積書の提出とする。

|  |
| --- |
| ※　使用済自動車等を不適正に大量に保管している場合は、解県様式第２－２を提出すること。 |
|

・　自動車リサイクル法に関する事業についての収支を記載する。また、他の事業を行っている関係から当該事業分だけを記載できない場合は、おおよその按分により記入する。

・　負債総額は法人としての金額を記入する。